

簡易裁判所における司法委員制度について

——「市民の司法参加」の促進を目指して——

川 嶋 四 郎

目次

- I はじめに
 - 1 市民と民事司法参加の現況
 - 2 司法委員制度の概要
- II 司法委員制度の沿革等
- III 司法委員となるべき者の選任と司法委員の指定
 - 1 司法委員となるべき者の選任とその身分
 - 2 司法委員の指定とその方式等
- IV 司法委員の関与とその職務
 - 1 司法委員の関与
 - 2 司法委員の職務
 - 3 司法委員への旅費等の支給
- V おわりに
 - 司法委員制度の活用と今後の課題

I はじめに

1 市民と民事司法参加の現況

民事訴訟法のなかには、様々な「参加」に関する規定が設けられているが、「市民の司法参加」に関する規定はほとんど存在しない。特別法はともかく、日本の民事司法システムの骨格を定める裁判所法においても、基本的に同様である。

ここでいう「市民の司法参加」とは、狭義では、陪審制や参審制にみられるように、市民が、民事訴訟事件を直接担当し、審理判断過程の全体に関与

し、一定の拘束力ある判決を言い渡すことと定義することができる¹⁾が、広義では、裁判所における民事事件の手続過程に関与し、一定の意見を述べ、または、専門的な知見を提供し、裁判官による裁判内容の形成をサポートすることにより、裁判官とともに共同で決定（審判）を行うなど、本案判断を行う陪審・参審以外の多様な関わり方や制度を総称して、市民参加を語ることもできる。また、法曹資格のない市民が裁判官等となることをも含めて考えた場合には、たとえば、法曹資格を有しない者が最高裁判所判事（裁判所法41条参照）および簡易裁判所判事（同44条参照）になることができる制度や、労働審判手続における裁判機関である労働審判委員会を構成する労働審判員（労働審判法9条）に、市民が選任されることから、これらも司法参加と考えることもできる（これらの場合は、裁判体の構成員になることから、「市民の司法参画」とも呼ぶことができる。）。なお、法曹資格を有する市民である弁護士がパートタイムで裁判官となる、いわゆる非常勤裁判官制度（民事調停官〔民事調停法23条の2〕、および、家事調停官〔家事事件手続法250条〕の制度）も存在する（これらも、「市民の司法参画」の一形態であると考えられる。²⁾。

このような現況で、簡易裁判所における司法委員（民事訴訟法279条）と家庭裁判所における参与員（人事訴訟法9条）の制度は、それぞれ、市民（国民）が判決手続の過程に関与し意見を述べたりすることができる点で、先に述べた広義の市民参加に分類される参加形態ではあるものの、民事司法領域

-
- 1) これらについては、さしあたり、たとえば、兼子一＝竹下守夫『裁判法〔第4版〕』218頁（有斐閣、1999年）、萩原金美「民事司法における国民参加——民事参審の構想に関する一つの試論」同『民事司法・訴訟の現在課題』174頁（判例タイムズ社、2000年〔初出、1994年〕）、中島弘雅「市民の司法参加」『岩波講座・現代の法5〔現代社会と司法システム〕』95頁（岩波書店、1997年）、齋藤哲『市民裁判官の研究』57頁以下（信山社、2001年）〔本書は、上記萩原論文とともに、民事司法の領域における市民参加を考えるうえで不可欠の文献である。〕などを参照。最後の著作の書評として、川嶋四郎「新たな裁判官像を求めて——齋藤哲『市民裁判官の研究』を読む」カウサ1号84頁（2002年）を参照。
 - 2) たとえば、川嶋四郎「民事訴訟における市民参加の可能性——労働審判・民事調停等の手続実践を踏まえて」陪審裁判を考える会編『民事裁判が日本を変える——沖繩に陪審制度があった時代からの考察（裁判員制度10周年記念出版）（仮題）』所収（日本評論社、近刊）参照。

における狭義の市民参加にも近接した重要な制度であると考えられることができる³⁾。一般市民が、訴訟手続に参与し、拘束力はないものの判決形成に影響を与える意見を述べる機会が保障されているからである。また、司法委員も参与員も、訴訟上の和解のプロセスに関わるため、専門委員（民事訴訟法92条の2第3項）や民事調停委員・家事調停員とともに、裁判所における当事者の意思に基づく終局的な紛争解決に参与し得るのである。

ところで、現在の民事訴訟法学の領域では、様々な手続理論や法解釈論が展開されているものの、残念ながら、民事訴訟制度論的な議論、ひいては民事手続全体を見据えた制度改革論は、必ずしも多くはないように思われる。平成13年（2001年）6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』（以下、単に『意見書』と呼ぶ。）⁴⁾は、「21世紀の日本を支える司法制度」を構築するための3つの柱として、①国民の期待に応える司法制度の構築（「制度的基盤の整備」）、②司法制度を支える法曹の在り方（「人的基盤の拡充」）、および、③国民的基盤の確立（「国民の司法参加」）を明記した。制度的な整備だけではなく、それを支える人材育成をも改革の射程に入れ、さらには、「国民の司法参加」にまで、その改革対象は及んだ。それぞれの柱のもとで、多数の改革項目があげられたのである。その改革の成果の一端として、平成15年（2003年）の民事訴訟法改正では、新たに専門委員の制度（民事訴訟法92条の2以下）なども導入された。

ところが、司法制度改革の大きな潮流も、一定の成果があげられたことや、また法科大学院問題など、すでに再び改革を迫られている重要課題の出来などもあり、現在のところ、全般的にみた場合には退潮や消滅の兆しさえ、感じられなくもない。司法制度改革のなかには、本来的によりよい司法の現実化に向けた持続的な改革のダイナミズム自体が組み込まれていたはずである。法科大学院というプロセスを通じた法曹の養成は、同時に、将来にわたって司法制度改革を持続的に推進し続ける人材育成の可能性さえ有していた

3) なお、参与員は、家事審判にも関与する。家事事件手続法40条参照。

4) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>.

はずだからこそ、そのように感じられるのである。現時点では、刑事の領域における裁判員裁判の成功の影に、司法自体の民主化が一定程度促進されたと考えられたためか、民事司法の領域では、「国民の司法参加」の議論は、ほとんど行われていないように思われるのである⁵⁾。

そこで、本稿では、特に簡易裁判所における司法委員の制度を取り上げ、その制度を概観するとともに、制度の意義と内容を紹介し検討することを通じて、民事司法の領域における「市民の司法参加」の促進に多少とも寄与できればと考えた。上記『意見書』にも記されているように、従来、この課題は、「国民」の司法参加として捉えられていた。日本国憲法の国民主権の考え方に即応した表現である。日本国における「公権力の行使」という司法権の領域への市民参加であることから、「国民」の司法参加に限定した議論にも、確かに一理はあると考えられる。ただし、これからの日本では、専門的な知見等を有するか否かにかかわらず、民事司法の領域におけるより広く多様な民衆の司法参加を考える視点から、本稿では、特に「市民の司法参加」と表記して考察を進めることにしたい⁶⁾。

私が一貫して民事訴訟法領域における研究課題としている「救済志向のシステムの構築」という考察の視角からは、「市民の司法参加」の促進とは、裁判所といういわば「公器」自体が、市民を巻き込んだ英知と市民感覚に根ざした法・良心・理性により再構築され、現代的な新たなニーズに即応しえる法的救済システムに進化する可能性を意味する。これは、日本の国家全体が、「人民の人民による人民のための政府」を完成させる方向に大きく歩を進めることを意味する。ここでいう人民とは、民衆の意であり、一般市民をいう。このように考えれば、市民関与・市民参加・市民参画を通じた市民目線の訴訟・手続改革の可能性が、未来に向けて継続的に拓かれる契機が形造

5) その数少ない例外として、陪審裁判を考える会編・前掲書注(2)所収のいくつかの論文などを参照。

6) ただし、本稿は、司法委員制度に限定した論考である。なお、中島・前掲論文注(1)でも、「市民の司法参加」という表題が用いられているが、特に「市民」の定義はなく、日本法に関する内容面では、「国民」のみを意味しているようである。

られるのではないかと考えるのである。なお、本稿の主題との関係では、正確には「市民の民事司法参加」と記すべきではあるが、その意を中核に据えて、「市民の司法参加」の用語を用いたい。

2 司法委員制度の概要

さて、本稿のテーマである司法委員の制度は、簡易裁判所が、簡易な法的救済を実現するための市民に身近な親しみやすい裁判所であるので、その裁判プロセスにおいても、国民の健全な良識と感覚を反映させることが望ましいと考えられたことから設けられた制度である。すなわち、「簡易裁判所では、健全な民衆感情、社会良識を裁判や和解に反映させる趣旨から、民間人の協力参加を得るため、司法委員制度を採用している。各種の調停で調停委員を認めるのと同趣旨であるが、訴訟の審理にも立合わせること」（「」内、原文のママ⁷⁾とされたのである。これは、法曹資格を有しない最高裁判所判事・簡易裁判所判事の制度、民事調停法の民事調停制度、家事審判法の家事調停制度・参与員制度などと同様に、司法の民主化・民衆化を支え、国民の司法への参加制度の一翼を担う重要な制度である⁸⁾。

この制度は、単に、裁判の結果の正しさや妥当性を確保するための手続というだけではなく、簡易裁判所の訴訟手続自体の身近さや親和性・庶民性、ひいてはそのような手続過程を経て生み出された和解や判決等の結果の信頼

7) 兼子一『体系民事訴訟法〔新修増補版〕』431頁（酒井書店、1980年）。なお、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』873頁（弘文堂、2011年）も、「民衆感情や一般人の良識を裁判に反映させるために、裁判所が必要と認めれば、その裁量で、民間人である司法委員をして和解の試みについて補助させ、または審理に立ち合わせ、その意見を徴して裁判の参考にすることができる」と記され、また、小島武司『民事訴訟法』912頁（有斐閣、2013年）では、「国民感情や社会通念、または、一般人の良識を裁判に反映させるべく、裁判所は、必要と認めるときは、その裁量で、民間人である司法委員をして、和解の試みについて補助させ、または、審理に立ち合わせ、その意見を徴して裁判の参考にすることができる」と識されている。

8) たとえば、川嶋四郎「簡易裁判所における法的救済過程に関する若干の覚書——簡易裁判所における『簡易救済』の新たな展開を求めて」同志社法学374号1頁、23頁（2015年）などを参照。それでも、残念ながら、現在のところ多くの民事訴訟法のテキスト等でその手続に言及のないものも少なくない。簡易裁判所制度自体も同様である。

性や納得性を確保するための制度でもある。また、専門的な知見を有する司法委員が関与する場合には、裁判官の専門性を補完するという形式で、そのような作用が発揮されることになる。

一般に、官僚的な裁判制度のなかに、素人性を加味して、司法の民主化・民衆化を図るべきことは、簡易裁判所創設当時における立法担当者の悲願であった⁹⁾が、司法委員は、人的組織面で、その現実化を企図したものである。つまりそれは、「市民の司法参加」の一形態である¹⁰⁾。

ところで、すでに、非訟事件である民事調停事件および家事調停事件では、調停委員が広く活用されていたが、昭和22年(1947年)の簡易裁判所の創設にさいして、このような一般人の参加をさらに訴訟事件の領域にも押し進めて、民事訴訟における審理にも立ち合わせることを可能にしたのが、この司法委員の制度である。

司法委員制度は、家庭裁判所の参与員制度と同様の性格のものであるが、先に言及したように、陪審制度、参審制度および裁判員制度(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)のように、一般国民から事件ごとに選出して立ち合わせるものではない。また、司法委員の意見は参考意見であって、裁判官を拘束するものではなく、これを採用するかどうかは、裁判所の判断に委ねられているのである¹¹⁾。

司法委員について、民事訴訟法279条は、以下のように規定する。

「第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

9) この点については、川嶋四郎「民事訴訟法改正の基本的課題に関する一考察——『民事訴訟法改正の基本問題と差止訴訟の帰趨』の補論を兼ねて」熊本法学73号1頁、8頁以下(1992年)などを参照。

10) たとえば、川嶋四郎『民事訴訟法』963頁(日本評論社、2013年)などを参照。

11) 兼子=竹下・前掲書注(1)218頁は、裁判官の裁量によるとする。前注(7)も参照。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。」

また、民事訴訟規則にも、「司法委員の発問」に関する規定が置かれている。

「第172条 裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に対し直接に問いを発することを許すことができる。」

民事訴訟法279条は、旧民事訴訟法の規定（358条ノ4〔現、279条1項に対応〕・358条ノ5〔現、279条2項から4項に対応〕・358条ノ6〔現、279条5項に対応〕）と同旨の定めであり、旧法下では別個の条文に規定されていた事項が、1箇条にまとめられたものである。民事訴訟規則172条は、新設規定である。

このような司法委員制度は、現行民事訴訟法の制定過程においては、国民の司法参加の一形態として、民間人の良識や市民感覚をより裁判に反映させる趣旨から、地方裁判所の訴訟手続にも導入し、この制度の拡充を図ることが検討されていた¹²⁾が、結果として、現行法に取り入れられることはなかった。ここでは、特に、本稿との関係で興味深いのは、反対意見の理由としてあげられていた次のような意見である。

すなわち、それは、「地方裁判所の事件は、裁判官の法律実務家としての

12) たとえば、『民事訴訟手続に関する検討事項』（平成3年〔1991年〕12月12日付）第一七・二（一）、『民事訴訟手続に関する改正要綱試案』（平成5年〔1993年〕12月12日付）第一七・二1（「地方裁判所における第1審の訴訟手続においても、裁判所は、必要があると認める場合には、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができるものとする。」などを参照。

判断に委ねるのが適切であり、司法委員が素人裁判官的になることによって、訴訟が遅延するおそれがある」というものである。これはいわば、地裁の民事事件はプロフェッショナルとしての裁判官に任せるべきであり、法律の素人である国民がその裁判に関われば訴訟が遅延するという、いわば、「餅は餅屋」論あるいは「市民足手まとい論」（「法専門家の足手まといになる市民の排除論」）などといった考え方であった¹³⁾。このような基本的な考え方は、「民事裁判の迅速化」がますます推進されつつある現在、実質的かつ潜在的にはより勢いを増しているのではないかとさえ推察される。それでも、本稿では、このような「市民足手まとい論」を駆逐し克服することこそが、日本国憲法の本旨であると考え、考察を進めたい。

なお、司法委員制度は、司法の民衆化・民主化を図り市民の司法参加を促進するための制度であるにもかかわらず、一般市民にはほとんど知られていないのが現状である¹⁴⁾。司法の領域における国民主権を唱えて提示された『意見書』の公表後であってもこのような状況であるので、今後の周知化とその選任および職務の透明化が期待される。

以下では、司法委員制度について概観し、「市民の司法参加」を促進するための議論の一助としたい。それが、日本国憲法の基本理念の具体化につながることになると考えられるからである。

かつて、私は、ある注釈書において、「簡易裁判所の特則（270条から280条）の注釈」を行う機会を得、司法委員の制度についても若干の考察を加える機

13) ただし、『民事訴訟手続に関する検討事項』（前注（12））に例示された事項のほかに、さらに議論を推し進めて、「陪審制または参審制に近いものになるように抜本的な改正をすべきである」との意見や、これとは反対に、「素人が訴訟の審理に立ち会い、事実認定にまで関与するのは不可能であるし、当事者が素人の関与を望まない場合も考えられるなど問題点も多いので、陪審制や参審制に近い制度に改めることは適当ではない。」などとの意見もみられた。以上につき、柳田幸三＝始関正光＝小川秀樹「『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する各界意見の概要」別冊 NBL27号78頁（商事法務、1994年）参照。

14) たとえば、簡裁民事実務研究会編『簡易裁判所の民事実務〔改訂版〕』260頁（テイハン、2005年）によれば、「現在司法委員として活動している方でも、選任されるまでよく知らなかったと言われる方も少なくない」と指摘する。

会を得た¹⁵⁾。ただしそのさいには、注釈書としての性格と紙幅の制約などから論述内容に制限があり、また、かなりの部分の削除などを行わざるを得なかった。そこで、今回、裁判員裁判10周年の年に、民事司法参加の促進を願い、今一度、司法委員制度について考えてみたい。

なお、私は、幸いにも30歳代の中頃、司法委員の実務を経験することができた¹⁶⁾。それからはかなりの年月が経過していることから、本稿の執筆にさいしては、主として現在の文献に依拠した。なお、当時は、ある有力な重鎮民事訴訟法学者らの肝煎りで、近い将来の民事訴訟法改正を見越して、若い民事訴訟法学者の「司法委員となるべき者」化が、全国各地で推進された。それが、その後の制度改革・手続改革に十分に生かされたかどうかについて、私は検証の術をもたないが、それはともかく、私の場合には、ある事情から、その動向とは全く別に、司法委員を経験することができたのである。先に脚注で引用した研究紀要にも若干記したように、研究対象とする制度を現実を知ることや、裁判所関係者や新しい同僚との間で人間関係を広げ様々な経験者から戦後の裁判所内部の話聞く機会を得ることができたことは、現在の視点からみれば、何物にも代えがたい研究のインセンティブにもつながったと考えられる。そのような感謝の念をもちつつ、以下では、司法委員制度について若干の考察を加え、将来への展望を示したい。

II 司法委員制度の沿革等

司法委員制度は、昭和21年（1946年）における簡易裁判所の創設当時ではなく、昭和23年（1948年）に新設された制度である。

まず、司法委員制度を述べる前提として、昭和21年（1946年）10月26日に、

15) 高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編『注釈民事訴訟法〔第4巻〕』1351頁、特に、1447頁以下〔川嶋四郎執筆〕（有斐閣、2017年）。

16) 川嶋四郎「日本における調停過程への一視角——新しい『和の精神』による調停を求めて」熊本法学145号123頁、127頁（2019年）参照。

臨時法制調査会会長が時の内閣総理大臣宛に答申書を提出し、臨時法制調査会の議決にかかる諸法案要綱が答申されたことに、言及する必要がある。この答申に基づいて、裁判所法等が制定され、簡易裁判所が新たに誕生した。

司法委員制度については、当時、様々な議論がなされていた¹⁷⁾。当初は裁判所法のなかに規定する提案がされたようであるが、民事訴訟法の一部改正（昭和23年法第149号）により、旧民事訴訟法358条ノ4以下に規定され、現行法にそのまま踏襲されたのである。

司法委員制度等、裁判への市民参加に関する基本的な考え方は、連合国軍総司令部（GHQ）が主導した、戦後日本の司法改革に由来する¹⁸⁾。国民の司法参加の制度としては、制限的ではあったものの、戦前から、学識経験者等が、各種調停法による調停委員、家事審判所における参与員または調停委員として活用されていた。それゆえに、裁判所における民事紛争を解決するさいに、裁判官以外の民間人を活用することについては、歴史的にみてもすでにその実績が積み重ねられていたことも、司法委員制度の円滑な導入の背景となったと考えられる。

ただ、この制度は、当初からあまり利用されず、司法委員が関与した事件数は、決して多くはなかったが、後述のように（→V）、昭和63年（1988年）の簡易裁判所の統廃合以降から、最高裁判所の基本的な方針転換もあり、多くの簡易裁判所で積極的に活用され始めたのが実情である。近年では、単に

17) たとえば、最高裁判所事務総局総務局「わが国における裁判所制度の沿革（三）」法曹時報9巻6号733頁注（3）（1957年）によれば、簡易裁判所において司法委員を用いることができるものとする可否については、意見が対立したが、結局認められたとする。

18) この点については、たとえば、オブラー（内藤頼博監・納谷廣美＝高地茂世訳）『日本占領と法制改革』112頁以下（日本評論社、1990年〔原著1976年〕）、菊井維大「民事訴訟法の一部を改正する法律」我妻栄編『新法令の研究（11）〔昭和23年度3輯〕』273頁（有斐閣、1949年）、最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』193頁以下（大蔵省印刷局、1990年）などを参照。

第二次世界大戦後における司法改革と司法参加については、たとえば、利谷信義「戦後改革と国民の司法参加——陪審制・参審制を中心として」東京大学社会科学研究所編『戦後改革4〔司法改革〕』99頁（東京大学出版会、1975年）〔同書には、民事司法領域について、江藤价泰「補遺：民事裁判制度の改革」が付されている。同書、75頁〕、齋藤・前掲書注（1）57頁以下などを参照。

関与率が高まっているばかりでなく、争点整理の段階での関与など、より実質的な内容の濃い関与形態が進められているとの指摘¹⁹⁾もみられる。それ自体望ましいことであるが、ただし、その関与形態が、法が本来意図した司法の民主化・民衆化の意図をどれだけ具体化し実践化できているかについては、今後精査が必要となるであろう。

Ⅲ 司法委員となるべき者の選任と司法委員の指定

1 司法委員となるべき者の選任とその身分

(1) 身分

「司法委員となるべき者」（司法委員規則1条。以下、「司法委員候補者」と呼ぶ。）は、地方裁判所が、各年ごとにあらかじめ選任する（民事訴訟法279条3項）。このことは、司法委員候補者が1月1日付けで選任され、その任期が12月31日までの1年であることを意味する。例外的に年度の途中で司法委員候補者に選任される場合があるが、その場合でも、その者の任期は、その年の末までである。

司法委員候補者の選任は、司法行政作用であり、この選任の性質は、非常勤の国家公務員（裁判所職員）の任命行為である。これは、個々の事件における司法委員となる候補者を定める意味を有するにすぎない。

司法委員候補者は、たとえば、民事調停委員や家事調停委員のように、特定の事件を担当しているか否かを問わず常に公務員としての身分を有するわけではない。裁判官から特定の事件について担当を命じられると、司法委員としての身分を取得し、その事件が終了したとき、または、その事件の担当から外れたときに、司法委員としての身分を失うことになる。それゆえに、事件を離れて司法委員は存在しない。このように、司法委員候補者でない者

19) 賀集唱＝松本博之＝加藤新太郎編『基本法コンメンタール・民事訴訟法2〔第3版追補版〕』349頁〔田村幸一執筆〕（日本評論社、2012年）。

を司法委員に指定することはできないので、司法委員規則では、「司法委員となるべき者」という用語が用いられている。

司法委員は、その職務の性格上、職務上知りえた秘密を遵守すべき義務がある²⁰⁾。

司法委員候補者または司法委員が、この義務に違反して秘密を漏らしたときは、指定または選任が取り消される場合があるほか、刑事罰に処せられることがある（国家公務員法109条12項）。

(2) 司法委員候補者の選任

1) 選任手続等

司法委員候補者の選任にあたっての資格、員数等の必要事項は、最高裁判所規則である司法委員規則（昭和23年最高裁規29号）の定めによる（民事訴訟法279条4項・5項参照）。

地方裁判所は、「良識のある者その他適当と認められる者」のなかから、司法委員となるべき者を選任しなければならない（司法委員規則1条）。

まず、「良識のある者」とは、抽象的な概念であるが、健全で優れた見識または判断力を有する者で良心に従い一般民意を民事訴訟の審理に反映させることができる者をいう。「その他適当と認められる者」とは、良識のない者から適当でない者が選任されること自体不適切であるため、良識があることは前提となり、それに加えて、一般に、民事訴訟の審理に必要な特別の知識経験（専門的な知見等）を有する者を意味すると考えられる。ただ、簡易裁判所における「市民の司法参加」の趣旨を踏まえると、それほど特別な能力は必要ではなく、欠格事由またはそれに準じた事由がない健全な社会常識を備えた一般国民である場合には、原則として、「良識のある者その他適当と認められる者」の要件を満たすと考えられる。

20) たとえば、兼子一原著・松浦馨＝新堂幸司＝竹下守夫＝高橋宏志＝加藤新太郎＝上原敏夫＝高田裕成『条解民事訴訟法〔第2版〕』1517頁〔松浦馨＝加藤新太郎執筆〕、簡裁民事実務研究会編・前掲書注（14）262頁など。

まず、司法委員候補者に選任される者の員数は、一の簡易裁判所につき10人以上（司法委員規則3条）と定められている。

司法委員候補者の欠格事由としては、禁固以上の刑に処せられた者（司法委員規則2条1号）、公務員として免職の懲戒処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者（同条2号）、裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者（同条3号）、弁護士として除名の懲戒処分を受け当該処分の日から3年を経過しない者（同条4号）であり、これらはこの種の規定の性格上限定列举と解される。これらは欠格事由であるが、ここに掲げられた者以外でも、これら欠格事由の趣旨から、欠格事由に準じた事由が存在する場合には、「その他適当と認められる者」でないものと評価できる。特に、近時、裁判官の品位が問題となる事件（岡口事件²¹⁾）が発生したが、品位を欠く者の場合（品位を辱める行状がある場合）も、良識が欠ける者や適当と認められない者である限り、欠格事由に該当すると考えられる。

司法委員となるべき者を選任するさいには、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の意見を聴かなければならない（司法委員規則4条）。これは、司法委員制度が、1年任期の制度であることから、再任等の場合に、現実に司法委員として和解等を行った者の適性を、現場の簡易裁判所判事の評価に委ねるのが適切と考えられたこと、および、簡易裁判所判事にとって専門的知見の補充が必要と考えられる領域から人材登用を行うのが事件処理に望ましいと考えられたことによる。現在のところ、広く一般公募がなされているのではない現状を考えると、いったん選任された司法委員候補者の事後的な資質・適格性のレビューは不可欠であり、たとえば、非常識な言動や一挙手一投足、さらに無断欠勤、遅刻・欠席などの行為態様は、司法委員としての適格性を欠くと評価できるであろう。

21) 最高裁大法廷平成30年（2018年）10月17日決定・民集72巻5号890頁（戒告）〔最高裁は、裁判所法49条にいう「品位を辱める行状」とは、「職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいう。」と判示した。〕参照。

このように、民事訴訟法279条4項に基づき、地方裁判所が、司法委員規則により、司法委員となるべき者を「良識のある者その他適当と認められる者」を管轄簡易裁判所の意見を聴いて選任するシステムは、司法委員候補者について「無作為選任方式」を採用しないことを示している。その点で、市民の司法参加とはいっても、司法側による一定の裁量的なスクリーニングを経た参加制度であり、いわば制限的な市民参加の制度にすぎないのである。

司法委員候補者は、法律専門家である必要はないとしても、健全な良識、豊富な知識経験のある者で、当事者の主張、意見がある程度聴き分けることができるだけの力量を有していることが必要である。そこで、民事訴訟法279条4項は、司法委員候補者の選定基準などを最高裁判所規則に委任したものと解される。

地方裁判所は、いったん選任した後に「司法委員たるにふさわしくない行為」があったときは、その選任を取り消すことになる（司法委員規則5条）。職務の廉潔性を維持するために、司法委員となるべき者に、選任後に、選任前における「ふさわしくない行為」が判明した場合にも、類推適用できると考えられる。「司法委員たるにふさわしくない行為」の判断にさいしては、上記「欠格事由」で述べた諸事項が参考になる。

司法委員規則に定めるもののほか、司法委員となるべき者の選任に関し必要な事項の定めは、地方裁判所に委ねられている（司法委員規則8条）。簡易裁判所がその特質を遺憾なく発揮できるためには、簡易裁判所の掌理裁判官から意見を聴く制度を超えて、簡易裁判所自体が、司法委員の選任に深くコミットできる制度設計が望まれる。ただし、独立簡易裁判所等、規模の小さな簡易裁判所は、現行通りの規律でやむを得ない面はあるであろう。後述のように、「民事裁判のIT化」が推進されれば、遠隔地からの司法委員の多様な関わり方も可能となるであろう。

2) 選任されるべき者

司法委員（司法委員候補者）は、その職業上の背景等から、「専門司法委

員（専門家司法委員）」と「一般司法委員（非専門家司法委員）」の2種類に分けられる。

まず、専門司法委員は、専門的知識を有する司法委員であり、たとえば、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、公認会計士、医師、社会保険労務士、税理士、建築士、元裁判所書記官、地方公共団体の元公務員、元銀行員、損害保険のアジャスター、コンピューターのシステム・エンジニア、元判事、元検事、大学教員、教員などである。この場合は、裁判官の専門的知識を補完するのに役立つ。専門司法委員は、専門的な知見を備えているだけではなく、一般良識をも備えていることが、司法委員制度の趣旨からは望ましい²²⁾。

次に、一般司法委員は、一般良識を備えた司法委員であり、先に述べた司法委員制度の趣旨（→Ⅱ、Ⅲ1(1)）からは、司法の民主化と国民の司法参加を実現するために、職業（の有無）にかかわらず社会の様々な領域から広く選任されることが望ましい。

確かに、専門司法委員としての司法委員の資質が最大限に発揮されるためには、司法委員の経歴、職業、資格、専門領域などに関する情報が、事前に裁判所に把握されていなければならない。現に、大規模な簡易裁判所では、アンケートが行われており、司法委員の指定（→Ⅲ2）のさいに参考にされている（その他の裁判所においても、基本的に同様である。）。

たとえば、東京簡易裁判所では、司法委員となるべき者に対し、専門または得意とする分野、希望する事件の種類等についてアンケートを実施し、それを「アンケート集計結果」としてまとめ、パソコンにも入力し、簡易裁判

22) なお、一般に、裁判所における専門的知見の導入については、たとえば、川嶋・前掲書注(10) 315頁以下を参照。専門委員や鑑定人などの制度は、裁判所に対する専門的な知見の導入のための諸手続であり、必ずしも、一般市民の司法参加を促進させる直接的な契機となるものではないと考えられる。特に、小野瀬厚＝武智克典編『一問一答・平成15年改正民事訴訟法』48頁（商事法務、2004年）における「専門委員」制度の解説中には、司法参加への言及はみられない。ただし、上記の『意見書』では、国民の司法参加の一手続形態として、専門委員の制度の創設が提言されていた。

所判事・民事調停官、裁判所書記官がそれを一覽し、専門または得意とする分野から当該事件に適切な人材を検索できる態勢が整えられているという²³⁾。

かつては名誉職的な委員が数多く存在したとされるが、最近の司法委員の積極的な活用状況にかんがみ、実働可能で、専門的知識経験を有する者が選任される傾向にある^{24) 25)}とのことである。

2 司法委員の指定とその方式等

(1) 司法委員の指定

受訴裁判所は、事件ごとに必要があると認める場合には、地方裁判所が選任した司法委員となるべき者のなかから、1人以上の司法委員を指定する(民事訴訟法279条2項・3項)。この指定は、受訴裁判所による一種の訴訟指揮権の行使として行われる²⁶⁾。

一つの事件につき司法委員を何名指定するかは、事件の内容等に応じて考慮されるべきであるが、実務上、指定する人数は1人または2人が通常であ

23) 横田康祐「司法委員制度の趣旨、活用状況、今後の課題及び方策等」岡久幸治＝横田康祐＝石崎實＝今岡毅編『新・裁判実務大系(26) [簡易裁判所民事手続法]』62頁(青林書院、2005年)。なお、簡裁民事実務研究会編・前掲書注(14)267頁は、「アンケート集計結果によれば、労働関係、パソコン関係、株・証券取引関係、旅行トラブル関係、信託関係、商品先物取引関係、生命保険関係、コンピューター関係の請負、担保保証否認・印鑑相違の預金支払と銀行の責任関係、手形小切手関係、英会話を活用する事件、家事事件絡みの事件など、様々な得意分野を持つ多種多様な司法委員がいることが分かる。その結果、少額訴訟を中心とする市民紛争事件において、司法委員の選任の適正化が一層推進されたところである。」と指摘する。

24) 田村・前掲書注(19)349頁。

なお、調停委員・司法委員を一定年限務めた者は、叙勲対象となり得る。

25) 多様な背景をもった司法委員候補者ごとの活用のあり方については、横田・前掲論文注(23)65頁以下も参照。さらに、横田康祐「司法委員制度の運用状況等の紹介」高橋宏志＝千葉勝美＝南敏文＝富澤達編『新しい簡易裁判所の民事司法サービス』152頁(判例時報社、2002年)も参照。また、一般の司法委員と専門的な知見をもった司法委員の具体的な役割については、西村邑志「司法委員の執務内容について——一般司法委員の立場から」同書161頁、および、津村秀夫「専門家司法委員としての役割」同書165頁等も参照。

26) 横田康祐＝中島寛＝岡田洋佑『簡裁民事手続Ⅰ [第3版]』98頁(酒井書店、2006年)、簡裁民事実務研究会編・前掲書注(14)262頁。

る。2人の司法委員が指定される場合としては、たとえば、慎重を期す場合、専門的知見を有する者を加える場合、または新人研修的な意味をもつ場合などがある。複数人の司法委員が指定された場合でも、司法委員は、各自が独立して裁判官を補助しなければならない。

(2) 司法委員の指定方式等

司法委員の指定の方式、つまり司法委員の関与形態としては、主として2種類のものがある²⁷⁾。

まず、「開廷日立会方式」がある。

これは、あらかじめ開廷日ごとに司法委員を割り当て、司法委員が、その期日における相当な事件について、法廷に立ち会う方式である。この方式は、当日審理している事件で和解に付すのに相当な事件があった場合に、司法委員によって、直ちに和解室等において和解を試みさせ、即日の和解成立によって簡易迅速な解決を図るためや、また、その事件について意見を聴取するために用いられる。

この方式の場合には、具体的には、事前に、特定の日時につきそれぞれの割当表を作成して、各司法委員に配付して、期日を通知するのが一般的であろう。

次に、「事件指定方式」がある。

これは、特定の事件について、個別的に司法委員を指定し、個別に和解の補助をさせるため、または意見を聴取するために司法委員を指定する方式である。この方式は、従来から採られていた方式であり、被告が争い証拠調べを必要とする事件で、解決に比較的日時を要することが見込まれる場合や、司法委員の専門的知識を活用したい場合などに有用であるとされている。この場合には、事件の性質に応じて、その事件にふさわしい司法委員が個別的

27) 吉村徳重=小島武司編『注釈民事訴訟法(7)』435頁〔梶村太市=石田賢一執筆〕(有斐閣、1995年)、横田=中島=岡田・前掲書注(26)99頁、田村・前掲書注(19)349頁、松浦=加藤・前掲書注(20)1517頁などを参照。

に指定され、期日の通知も、指定された司法委員に対して個別に行われる。

司法委員の着席位置については、まず、通常の法壇のある法廷に立ち会う場合には、裁判官席の隣りの法壇上に席を設ける形式をとることが通常である。司法委員が2人以上の場合には、裁判官席の左右に着席する。この場合には、司法委員の席の前には、「司法委員」と表示された標識が置かれている。ここで裁判官は、必ず当事者らに、司法委員制度について説明をすべきである。

次に、司法委員がラウンドテーブル法廷に立ち会うときには、特にそのような標識を置くまでもないが、裁判官は、審理に先立ち、当事者に対して、司法委員の紹介を行うべきであろう。現実になされているようであり、制度を透明化し、制度が人口に膾炙することは制度普及の第一歩と考えられるからである。

いずれの場合でも、簡易裁判所の利用者に、司法委員の存在を紹介し、司法への市民参加の制度の存在を知らせることは、身近な裁判所となるために必要であり、市民の納得裁判の醸成にもつながると考えられるからである

たとえば、東京簡易裁判所では、少額訴訟については、原則としてラウンドテーブル法廷を使用しているが、通常訴訟手続についてもラウンドテーブル法廷を使用することもあり、その場合に、司法委員は、裁判官席の右隣に着席し、プレートを置くなどして、その位置に着席しているのが司法委員であることを明らかにしている²⁸⁾ とのことである。

なお、簡易裁判所は、司法委員の指定にさいして、特別の規定はないものの、司法委員候補者について公正を妨げる事由（具体的には、除斥原因となる事実またはこれに準じるべき事実）が存在しないことを、事前に確認すべきであろう。たとえば、裁判所書記官からの電話などによる司法委員候補者への指定の連絡のさいに、当事者および具体的な事件の概要の説明などを通じて、その種の事実の不存在を確認すべきであろう。もしも、そのような事

28) 横田=中島=岡田・前掲書注(26)101頁。

実があれば（または、事後的に判明した場合にも）、その指定を取り消し、可能な限り、新たな司法委員を任命すべきであろう。また、司法委員として指定された後に、その者につき司法委員候補者の選任が取り消された場合（司法委員規則5条）にも、その指定を取り消し、可能な限り、代替りの司法委員を任命すべきであろう。これらの場合に、司法委員の取消しがなかった場合に、再審事由（民事訴訟法338条1項1号）や絶対的上告理由（同312条2項1号）には当たらないと考えられる²⁹⁾。

ただし、そのような司法委員の関与により、訴訟上の和解が成立した場合には、裁判官の関与の度合いにもよるが、当事者の意思の瑕疵が問題となる場合が発生する余地もなくはないであろう。

IV 司法委員の関与とその職務

1 司法委員の関与

簡易裁判所は、すべての事件について司法委員を用いるのではなく、裁判所が必要ありと認める場合に限って、この制度を利用する（民事訴訟法279条1項）。ここで、必要があるとは、簡易裁判所における簡易救済の趣旨³⁰⁾を実現するために相応しい場合という程度の意味であり、その意味で、簡易裁判所において口頭弁論を行い、また、訴訟上の和解を行う場合には、ほとんどの事案が司法委員の関与する必要がある相応しい事件であると考えられる。

司法委員が関与して成立した和解は、実務上「司法和解」と呼ばれることがある。しかし、それは条文にない概念であり、司法機関一般における和解などという意味に受け取られかねないおそれもあり、そもそも市民に親しみ

29) 以上につき、加藤新太郎＝松下淳一編『新基本法コンメンタール・民事訴訟法2』227頁（日本評論社、2017年）〔加藤新太郎執筆〕などを参照。

30) たとえば、川嶋・前掲論文注（8）18頁などを参照。

やすい簡易裁判所で特別な専門用語を作るべきではないと考えるので、以下ではこの用語は用いない。

司法委員の関与のあり方として、次のような報告もなされている³¹⁾。たとえば、司法委員は、第1回期日指定の段階で、被告の応訴態度を予想して指定されるが、原則として、被告が争うことが予想される事件について指定されており、被告の欠席を予想して司法委員が指定されなかった場合でも、被告から答弁書が提出され、争うことが判明したときには、その段階で指定される。この場合、司法委員を指定したときには、速やかに、司法委員に対して、訴状、書証等の裁判資料のコピーの送付等を行い、裁判官と司法委員が第1回期日前に、事案の概要、予想される争点、審理方針等について協議していると報告されている。

また、「司法委員に求められるのは、裁判官の良い『補佐役』であり、裁判官との望ましい『役割分担』と『連携プレー』であるといえよう」³²⁾との指摘もみられる。

一般に、司法委員が、和解の補助や意見の陳述、さらには審理における発問を適切に行うためには、第1回期日の前（できれば、数日前）に、簡易裁判所判事、裁判所書記官および司法委員の三者で、事前協議を行うことが望まれる。また、裁判官との連携も必要である。ただし、司法委員は、市民参加の制度であるので、独立して意見を述べるべき存在であることにも留意される必要がある。

2 司法委員の職務

(1) 和解勧試を補助すること

裁判所は、必要があると認める場合には、和解を試みるさいに、司法委員

31) 以下については、立脇一美「市民型訴訟の取組みについて」大阪地方裁判所簡易裁判所活性化研究会編『大阪簡易裁判所少額訴訟集中係における少額訴訟手続に関する実践的研究報告』19頁（判例タイムズ社、2006年）。

32) 高橋孝「司法委員に何が求められているのか」大阪地方裁判所簡易裁判所活性化研究会編・前掲書注（31）96頁。

に補助させることができる（民事訴訟法279条1項）。つまり、この場合に、司法委員の視点からみれば、司法委員が、裁判官の和解勧試にさいして、その補助を行うことができるのである。

この場合における和解の補助には、訴訟上の和解の補助のほか、訴え提起前の和解（即決和解。民事訴訟法275条）の補助も、理論的には含まれる。ただし、訴え提起前の和解の場合には、当事者間ですでに合意された和解条項について、裁判所が、公証的に処理しているのが実情であるので、実際上は、司法委員に補助させる必要はほとんどないと考えられる³³⁾。ただし、民事訴訟法は、訴え提起前の和解の申立ての場合でも、「和解が調わない場合」（民事訴訟法275条2項）をも想定した規定を置いていることから、司法委員の補助が有用な場合も存在するであろう。

裁判官は、具体的には、たとえば、いずれの当事者にどの程度の譲歩を求めるのが妥当であるか、どのように説明して当事者を説得するか、また紛争を抜本的に解決してその再発を防止するための和解条項としてどのような内容を盛り込むべきかなどについて、司法委員に補助を求めるのが一般的であり、その豊かな社会経験と健全な良識を活用する余地が多い³⁴⁾。

すなわち、大都市部の簡易裁判所では、同一期日に30件以上の事件が指定され、和解を試みるためにわざわざ別の期日を指定することは、当事者の意向および裁判所の効率面から困難であり、また、法廷で和解を行うとすれば、和解成立までは他の事件の進行を停止することとなり、裁判官が直接当事者の事情を十分に聴く余裕もないのが現状である³⁵⁾。

そこで、裁判所は、先に述べた「開廷日立会方式」（→Ⅲ 2(2)）を採用し、

33) 田村・前掲書(19) 349頁。

訴え提起前の和解については、たとえば、川嶋四郎「簡易裁判所における『訴え提起前の和解』へのアクセスに関する覚書」『民事手続法の現代的課題と理論的解明〔徳田和幸教授古稀祝賀〕』311頁（弘文堂、2017年）を参照。

34) 菊井維大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅱ』786頁（日本評論社、1989年）。

35) 以下、横田＝中島＝岡田・前掲書注(29) 99－100頁、簡裁民事実務研究会編・前掲書注(14) 363－364頁等による。

サラ金業者やクレジット会社が原告となるいわゆる業者事件としての金銭関係事件について、被告が定型答弁書または支払督促に対する異議申立書などに分割払いの意思を明らかにしている場合には、当事者が出席すれば、司法委員を関与させて直ちに和解室において話し合いができるようにしており、実際にも、ほとんどの事案で、当日に和解が成立している。このような方式は、効率的な事件処理に資するのである。その他の事件についても、訴額が低いこともあって、弁護士が訴訟代理人として選任されることはほとんどないという実情もあり、法律の知識経験が十分でない当事者が多いので、司法委員を交えて話し合うことによって、こうした当事者も、重要な事実である要件事実だけでなく、背景事情についても話しやすく、裁判所もその事件における争点を整理しやすくなるとされる。当事者にとっては、法廷の緊張感から解放され、和解室において司法委員が両当事者から言い分を聴くことによって、当事者の感情的な対立が和らぐことも多く、和解の機運が醸成され、紛争が迅速かつ円満に解決できることが多くなると指摘されている。司法委員が当事者間の和解をサポートする限りで、このような効用も期待できるが、司法委員の関与スタンスは多様であり、研修等を通じて、強制を排除した当事者関係の再形成をサポートする技法などの体得が強く望まれるであろう。

特に、司法委員が頻繁に活用されている和解の補助形式としては、次のようなものである。すなわち、たとえば多くの場合に、司法委員（1人または2人）が、単独で（裁判官と共にではなく）、別室で和解を行い、和解条項案を作成し、その後に、裁判官の確認をえて、法廷で訴訟上の和解を成立させるといった手続がとられているようである。

このような形式における司法委員の活用は、現在の調停委員の活用における多くの場合（ただし、調停官事件を除く。）と同様に、限られた員数の簡易裁判所判事の人材を、有効に活用するための便法である。しかも、本来裁判官が関与して行うべき和解を、その補助的な地位に立つ司法委員がいわば下請的に代行する形式を採るものであるので、現在の司法資源から考えるとやむを得ない側面はあるものの、裁判官による法廷での確認と内容説明は不

可欠となるであろう。ただ、当事者対立型の裁判において、仮に交互面接方式によって和解が行われた場合で和解案が作成できなかった場合でも、司法委員が審理に立ち会って裁判官に意見を述べるができることを考えあわせると、公正さの確保の観点から、必ずしも適切な活用方法とは思われな³⁶⁾。司法委員が訴訟上の和解の補助をする場合には、裁判官も同席するか、それとも、仮に司法委員のみで和解が行われたものの和解条項案が作成できず口頭弁論手続に戻る場合には、司法委員が和解の補助で得た情報は裁判官に伝えないこと、換言すれば、司法委員からは立ち会った審理についてのみ意見聴取を行うことが望まれる（民事訴訟法247条参照）。また、司法委員にも、あらかじめそのような注意事項を伝えておくのが望ましいであろう。

なお、現実には、司法委員の役割の多くは、和解の関与に向けられているようである³⁷⁾。

(2) 意見を述べること

裁判所は、必要があると認める場合には、司法委員を訴訟事件の審理に立ち会わせて、事件について意見を聴くことができる（民事訴訟法279条1項）。つまり、司法委員の視点からみれば、司法委員は、この場合に、訴訟事件の審理に立ち会い、事件について裁判官に意見を述べるのできるのである。

司法委員の立会いは、訴訟の最初の段階からでも、また途中の段階（例、証拠調べの段階）からでもよい。

司法委員は、裁判官として任命されたものではないので、裁判をすることができないことは当然であるが、先に述べたように（→ I 2）、司法の民主化・民衆化を図り国民の司法参加を実現するためという司法委員制度の趣旨から、その豊かな社会経験と健全な良識または専門的知識を活用するために、

36) この点については、家庭裁判所における参与員に関する、家事事件手続法40条3項但書をも参照。

37) たとえば、木佐茂男＝宮澤節生＝佐藤鉄男＝川嶋四郎＝水谷規男＝上石圭一『テキストブック現代司法〔第6版〕』264頁〔佐藤鉄男執筆〕（日本評論社、2015年）などを参照。

裁判官は、司法委員の意見を聴いて、裁判の参考にするのである。もっとも、先にも述べたように、裁判官は、司法委員の意見に拘束されることはなく、それをどのように判決等に生かすかは裁判官の自由心証や裁量に委ねられている。つまり、司法委員は、陪審員や参審員のように一般民衆から選任されるのではなく、適切な人物を毎年あらかじめ地方裁判所が選任しておいて、そのなかから事件毎に裁判所が指定するのであり、その意見はただ裁判をするうえでの参考になるにすぎず、何ら裁判所を拘束するものではないのである。

具体的には、たとえば、事案の見方、書証の成立の成否、いずれの証言が信用できるか、個々の証人についてどの点に重点をおいて尋問するか、どのような事実認定をするのが妥当であるか、証人の証言や当事者の陳述の証拠価値、損害賠償事件における因果関係の存否、過失相殺の割合、損害賠償額はどれくらいが相当であるか、相当因果関係の存否いかんというような点などについての意見、さらには適当と考える場合には、法律上の意見を聴くこともできる³⁸⁾。

司法委員による意見の聴取内容に、条文上の制限はないから、事実認定や法律判断の全般にわたる。これにより、司法委員の豊かな知識経験や健全な社会常識、さらにその専門的な知見などを、簡易裁判所の簡易救済に生かすことができることとなる。

司法委員が証拠調べに立ち会う場合には、裁判官の許可を得て、証人等に直接発問することもできる（民事訴訟規則172条）。これは、現行民事訴訟法の制定を受けて新たに制定された民事訴訟規則において、新設された規定である。旧法下の実務では、司法委員が証人等に質問する場合には、直接発問することはできず裁判官を通じて行うこととされていたが、しかし、司法委員が事件で適切な意見を述べることができるためには、審理に立ち会い、証拠調べなどの審理の経過を裁判官とともに見聞するだけではなく、証人、当

38) 菊井=村松・前掲書注(34)786頁、田村・前掲書注(19)349頁、松浦=加藤・前掲書注(20)1517頁などを参照。

事者本人または鑑定人を調べるさいには、司法委員自らが証人等に対して直接疑問点などについて発問することが有益であることが考慮された結果、設けられた規定である³⁹⁾。

この発問の手続は、たとえば、司法委員が、審理の過程で、証言や陳述等の疑問点や発問事項の概略等を説明して裁判官の許可を求め、これに対して裁判官が口頭で許可を伝える方法によるが、特に方式は定められていないので、国民の司法参加の趣旨を考慮すると、より自由かつ臨機応変な発問が認められるべきであろう。その前提として、裁判官は、司法委員を証拠調べに立ち合わせる場合には、裁判官の許可を得れば証人等に直接発問することもできる旨を、司法委員に対して説明すべきであろう。司法委員は、審理に立ち会う前には、事前に訴訟記録を熟読しておくことが望まれる⁴⁰⁾。

司法委員の意見は、通例、法廷で発表（公表）するのではなく、裁判官に対して述べるべきであり⁴¹⁾、外部に知られない方法で聴取すべきである⁴²⁾とされる。確かに、司法委員の意見は、裁判官の判断にさいして考慮されることで、その制度趣旨が最低限生かされると考えられる。この考え方の基礎に

39) 最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』361頁（司法協会、1997年）、佐藤歳二「簡易裁判所の役割と訴訟手続」伊藤眞＝徳田和幸編『講座・新民事訴訟法Ⅲ』189頁（弘文堂、1998年）。

なお、民事訴訟規則172条に類似した規定として、民事訴訟規則133条（鑑定人の発問等）の規定がある。しかし、司法委員は、第1に、鑑定人よりも裁判所側に近い立場にあり、事件につき意見を述べるという職責上、当然に審理に立ち会うことが認められる点、第2に、鑑定人の場合は鑑定事項との関係で専門的知見に基づいて意見を述べるが、司法委員にはそのような限定がない点で、民事訴訟規則172条は、同「133条と直接的に関連した規定ではな」く（最高裁判所事務総局民事局監修・前掲書注（18）361-362頁注（1）を参照）、司法委員に独自の規定である。

40) 司法委員としては、まず裁判官から事案についての情報や基本的な考え方を聴き、つとめて裁判官との間で「共通認識」をもつことが重要であるとの指摘（高橋・前掲論文注（32）96頁）もある。確かに、情報の共有は重要であるが、それはそれとして、健全な良識の反映が求められる司法委員は、訴訟記録から独自に情報を入手して、裁判官と議論できる状況が形成されることが望ましい。司法委員は、あくまで、独立して補佐する立場にあると考えられるからである。

41) 松浦＝加藤・前掲書注（20）1517頁。

42) 田村・前掲書注（19）349頁。

は、裁判官による司法委員からの意見聴取が、実質的に裁判官の合議に類するものであるとの考え方に由来する。しかし、簡易裁判所における市民目線の簡易救済を視野に入れ、その実現を志向した場合には、裁判官にどのような意見が述べられたかについて、訴訟当事者が知る権利は保障されるべきであると考えられる。したがって、法廷で当事者から意見の開示が求められた場合には、司法委員は、意見の開示義務を負うと考えたい。そのことは、司法委員としての資質の市民によるチェックの観点からも望ましいであろう。

なお、平成15年(2003年)の民事訴訟法改正で、新たに「和解に代わる決定(民事訴訟法275条の2)」の制度が設けられた。この活用方法には多様性がみられるが、もしも従前の和解プロセスに参与していた司法委員がいる場合には、その意見をも踏まえた裁判所による和解に代わる決定が、当事者間での受容可能性を考えれば望ましいであろう⁴³⁾。

意見聴取を活用する効用については、裁判官の視点からみて、たとえば、相談相手として気軽に助言してもらうことで、裁判官が自己の判断に安心感が得られること、司法委員の有する専門的な知見または特殊な知識経験を生かして、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決に資することなどがあげられている⁴⁴⁾。

3 司法委員への旅費等の支給

司法委員には、前述の司法委員規則に定められた額の旅費、日当および宿泊料が支給される(民事訴訟法279条5項)。これは、司法委員が実際に司法委員の活動をした場合にのみ支給され、実費弁償としての性質を有している。

民事訴訟法279条5項を受けて司法委員規則は、まず、司法委員の旅費に

43) 和解に代わる決定については、たとえば、小野瀬=武智編・前掲書注(22)83頁、川嶋四郎「簡易裁判所における『和解に代わる決定』の制度に関する覚書——法的救済形式における『対話』と『裁断』の狭間で」同志社法学381号1頁(2016年)を参照。

44) 簡裁民事実務研究会編・前掲書注(14)268頁。なお、裁判官による司法委員からの意見聴取の具体例は、たとえば、同書268頁、および、檜山聡=岸本将嗣「司法委員の意見聴取活用参考例」高橋ほか編・前掲書注(25)181頁等を参照。

については、旅費を、「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃」の4種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法。昭和25年法114号）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する（司法委員規則6条1項）ことを規定し、司法委員の宿泊料については、旅費法の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する（同2項）ことを規定し、さらに、これらに定めるもののほか、司法委員に支給する旅費および宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる（同2項）と規定する。

次に、司法委員の日当は、執務およびそのための旅行に必要な日数に応じて支給する（司法委員規則7条1項）ことが規定され、日当の額は、1日あたり1万300円以内において、裁判所が定める（同条2項）ことを規定する。この金額は物価の変動などに応じて、随時改正されている。

V おわりに

——司法委員制度の活用と今後の課題

昭和30年代から40年代にかけて、司法委員は、あまり活用されていなかったが、その後、次第に多く活用されることとなった。特に平成に入ってから、司法委員が関与した訴訟事件数が年々増加し、平成3年（1991年）以後、司法委員が関与して成立した和解は、和解の過半数を超えている⁴⁵⁾。

その理由としては、次の諸点が考えられる⁴⁶⁾。

第1の理由は、司法委員の若返りを図ると同時に、専門的知識経験を有する者を司法委員に選任することによって、社会・生活環境の変化にともなって生起する新たな複雑な訴訟などについて、和解を補助させるなどの方策が採られ、実績をあげてきたことである。司法委員については、調停委員のよ

45) 最近では、少額訴訟を中心に幅広く活用されているとの指摘（笠井正俊＝越山和広編『新・コメンタール民事訴訟法〔第2版〕』988頁〔越山和広執筆〕〔日本評論社、2013年〕）もみられる。

46) 簡裁民事実務研究会編・前掲書注（14）265頁。

うに40年以上70年未満という法規上の年齢制限はないのである。

第2の理由は、司法委員の訴訟関与方式について、開廷日立会方式や事件指定方式など事件の性質に応じた指定方式を採用するなど、各簡易裁判所にふさわしい方策案が工夫され、かつ、実施されてきたことである。

まず、東京簡易裁判所では、いわゆる「市民型紛争事件」でも、司法委員制度が活用されてきた⁴⁷⁾。すなわち、平成6年(1994年)9月の東京23区内にあった12の簡易裁判所の統合化にあわせて、少額裁判所としての役割を充実強化するため、一般市民の日常生活から生じる財産上の争いのうち、争点が比較的少なく、内容が余り複雑でない事件、すなわち、「市民型紛争事件」を、できるだけ分かりやすい簡単な手続で迅速かつ適正に処理することを試みた。このための実施要領では、この種の事件では、原則として司法委員を指定し、司法委員は、訴訟の審理に初めから終わりまで立ち会って、和解の補助はもとより、審理が終結した場合には、事実認定等について意見を述べ、また、意見聴取の面でも積極的に活用すべきものとされていた。この試みは、少額訴訟制度の導入のための実験と位置づけられ、現在のように少額訴訟に司法委員を活用する基盤となったと考えられる⁴⁸⁾。平成10年(1998年)から、少額訴訟事件の審理⁴⁹⁾が始まったが、そこでも、司法委員制度が活用されているのである。

たとえば、大阪簡易裁判所⁵⁰⁾では、少額訴訟集中係において、1事件あたりの審理予定時間が1時間程度にとどまることから、原則として、全件について司法委員が関与し、審理終了後、裁判官は、司法委員を介しての和解を勧告しておいて、待機していた別の司法委員とともに、次の事件の審理を

47) 横田・前掲論文注(23)64頁、簡裁民事務研究会編・前掲書注(14)265頁。

48) 横田・前掲論文注(23)64頁、簡裁民事務研究会編・前掲書注(14)265頁。

49) これについては、たとえば、川嶋四郎「少額訴訟手続の基礎的課題と展望」同『民事訴訟過程の創造的展開』244頁(弘文堂、2005年)などを参照。

50) 田村義隆「少額訴訟集中係における司法委員の関与の在り方について」大阪地方裁判所簡易裁判所活性化研究会編『大阪簡易裁判所少額訴訟集中係における少額訴訟手続に関する実践的研究報告』102頁(判例タイムズ社、2006年)。

開始する運用が行われている。

また、東京簡易裁判所⁵¹⁾でも、先に述べた「市民型紛争事件」の試みの成果を受けて、少額訴訟の審理にも原則として司法委員に立会いを求めている。一般市民を対象とするこの手続においては、司法委員が立ち会うことにより、裁判官だけの審理よりも、証拠調べや和解勧告に当事者にとって親しみをもつことができる幅広い柔軟な訴訟運営が期待できるからである⁵²⁾。

ちなみに、東京簡易裁判所の少額訴訟事件における司法委員の関与率は、現行民事訴訟法が施行された平成10年（1998年）度以降は約60パーセントであり、通常訴訟についても司法委員の関与率が増加している。簡易裁判所は一般市民に身近で親しみやすい裁判所となる役割を担っているのであるから、少額訴訟の上限を超える一般市民間の紛争についても、少額訴訟手続に準じたスピーディーな処理をすることが望ましい。そこで、簡易裁判所では、少額訴訟事件の処理で蓄えたノウハウが、少額訴訟手続以外の市民間の民事訴訟事件でも活用されてきたのである。

平成16年（2004年）4月1日施行の裁判所法の一部改正により、簡易裁判所の事物管轄が90万円から140万円に拡大され、同日施行の民事訴訟法の一部改正により少額訴訟を利用できる金銭支払請求の上限が30万円から60万円に拡大された。それにともない、事件の増加が予測されたので、東京簡易裁判所では少額訴訟を専門に取り扱う係を新設し、また、少額訴訟以外の一般市民間の訴訟を「市民訴訟」と名付けて新しい審理方式を試みている。少額訴訟や市民訴訟の迅速かつ適切な解決には、これまで以上に司法委員の役割が重要となる⁵³⁾。

51) 横田・前掲論文注(23) 64頁、簡裁民事実務研究会編・前掲書注(14) 265-267頁。

52) ただし、裁判する側の多数の判断の押し付け的な帰結は回避されなければならないが、しかし、運用方法や事件担当者の基本スタンス次第では、裁判所における複数の人たちが自分たちのことを真摯に考えてくれているといった好感、ひいては裁判所に対する信頼を醸成する機会にもなりえる。つまりは、人物・人材次第といえることができるであろう。

53) 少額訴訟手続は、少額の市民間の紛争を一期日の審理により解決するものであるから、裁判所は、期日における審理を効率的に行うとともに即日判断を下す必要があり、それゆえ、通常訴訟以上に司法委員の役割は重要であり、裁判所も、司法委員を積極的に活用しているとの

また、第3の理由として、貸金返還請求関係の事件数の増加にともない、先に述べたように、裁判官に代わって和解案を作成させる方法の効用が認識され、それが、限られた司法資源のもとでの有効な事件処理になることが明らかになってきたことも、挙げることができる。

このように、近時活用がみられる司法委員制度であるが、いくつかの課題も存在する。

まず、司法委員候補者の選任のあり方である⁵⁴⁾。社会の発展にともなう民事事件の多様化や複雑化は、司法委員候補者としての適任者の多様化を自ずと要請することになる。特に、たとえば、電子マネーや新たな金融商品などの普及は、その領域における基本的な専門的知見を踏まえた中立性・独立性が確保できる専門家の司法委員を不可避免的に必要とするであろう。現在のところ、司法委員の一般公募はなされておらず、先に述べた民事訴訟法学者に関する事例はともかく、一般には、一定の経験を経た調停委員のなかから、選任されているようである。調停委員についても、一定の機関や団体などからの推薦に基づいた選任などが行われているようであるが、司法委員であれ、調停委員であれ、広く公募に基づいた選任も、適切な人材の確保のためには必要となるであろう。求人広告等を行うことにも、十分な価値があると考えられる。

次に、司法委員の職務に関する課題もある。今後は、和解の勧誘を補助する役割だけでなく、審理に立ち会い意見を述べる役割面での司法委員の活躍も期待されるからである。これも、市民の司法参加の促進につながると考えられる。ただし、それには、一定の責任もともなうであろう。この点に関して、司法委員制度が、争点整理手続や証拠調手続において意見を述べる局面でも活用されることを考えた場合には、その意見内容の記録や開示も必要になるのではないかと考えられる。特に、専門司法委員の活用の場合には、

指摘もみられる。中島寛＝岡田洋佑編『少額訴訟の実務——少額訴訟10年を迎えての現状と展望』106頁（酒井書店、2008年）を参照。

54) 佐藤・前掲書注(37)264頁。

その必要性が増すように思われる。そのさいには、専門委員の制度とのバランスも考えられるが、現在のところ簡易裁判所における市民に近い存在としての司法委員に固有の柔軟な当事者との意思疎通のあり方も考えられるであろう。これは、簡易裁判所における簡易救済だからこそ可能になるとも考えられるが、将来的に、「市民の司法参加」の促進の観点から、地方裁判所などでの司法委員制度の導入可能性を視野に入れた場合には、訴訟ひいては裁判における手続関与者の責務のあり方にも関わる重要課題であろう⁵⁵⁾。すでに、地方裁判所と同格の裁判所である家庭裁判所では、人事訴訟において参与員が活用されていることから、地方裁判所における司法委員の活用も、それほど困難な課題ではないように思われる。

このように、民事司法制度を支える市民の役割として司法委員制度の基礎を考えた場合に、国民に最も身近な裁判所レベルで国民の司法参加を実現し、司法の民主化・民衆化を全国に普及させるために、まず、司法委員制度は、参与員、調停委員とともに、日本の裁判制度の組織的基礎を規定した裁判所法にこそ、その一般的な根拠規定を置くべきであったと考えられる。除斥、忌避および回避に関する規定も、設けられるべきであろう⁵⁶⁾。

しかも、司法委員制度については、現行法のように、1年任期で司法委員となるべき者を選任する方式を採るのではなく、調停委員と同様に、2年任

55) 参審制に関する文脈であるが、職業裁判官と市民裁判官(参審員)としての市民との間の「議論の共有」という価値を重視する考え方もある。齋藤・前掲書注(1)339-340頁では、参審制について、職業裁判官が世論を敏感に感じ取り、自己と市民の意見を相互調整する契機を提供することになり、また、市民に裁判内容を説明することによって、無意識的に偏った立場からの判決を回避し、当事者から納得の得られる理論構成に配慮するようになり、市民にわかる表現で語ることが求められることになることも指摘されている。このような指摘は、司法委員制度の発展にとっても貴重である。

56) これらの規定の創設は、司法委員が、裁判官、専門委員、鑑定人、裁判所書記官などのように、より深く民事訴訟手続に実質的に関与することをも、同時に意味するとも考えられる。従来の除斥・忌避・回避の制度が、判決内容の公正さという結果志向的な発想から設けられているように思われるが、訴訟過程全体の公正さ(Fairness)との廉潔性(Integrity)を考えた場合には、審理過程や和解プロセスをも視野に入れたより過程志向的な発想からの除斥・忌避・回避の制度の再構築も考えなければならないように思われる。

期で司法委員を任命する方式を採用してもよかったのではないかと考えられる。簡易裁判所の手続であれ、1年で、その手続過程に習熟することは、必ずしも容易ではないと考えられるからである。再任のための手続の負担も少なからず存在すると考えられるからでもある。

さらに、制度の周知化とより広く多様な給源を確保すること、ひいては、先にも述べたように、一般公募を行うことも、今後考慮すべきであろう。

すでに、萩原博士⁵⁷⁾によって指摘されているように、民事司法に対する市民参加の役割・機能には、多様なものがみられる。すなわち、参加的機能(とりわけ具体的法形成への参加的機能)、教育的機能、監視機能(公正担保機能)、責任分散機能などが、それである⁵⁸⁾。ここでいう責任分散機能は、誤判などに対する非難を職業裁判官に集中することを避け、国民の一般に分散しうることを意味するとされる。その基礎には、参加した市民が、いわば市民(国民)の代表として参加している旨の自覚と責任を涵養する契機をつくる意義がある。民事司法の領域で、一般市民が、統治主体であるとの意識を形成し、独立かつ中立的な立場から、他者の紛争解決をサポートすることは、社会における調和や法的救済のあり方を考えるうえでも重要であると考えられる。しかも、司法委員の経験者が、民事司法システム的一端を社会に伝えることで、裁判所の信頼の強化や、イメージ・アップにもつながるであろう。公正な紛争解決や法的救済のあり方が、手続関与者を通じて日本社会に広まることは、国家や社会、ひいては国民にとって利益をもたらすことになるであろう。

このように考えた場合には、簡易裁判所における司法委員は、陪審員や参審員ほどではないものの、その職務の限りで、「市民の司法参加」を実現している。それが、民事司法の領域で、市民を代表して参加していると評することができる限りで、代表選定過程は民主的かつ透明性のあるものでなけれ

57) 萩原・前掲論文注(1)181頁以下を参照。

58) さらに、参審制度の場合には、職業裁判官の硬直した思考の緩衝装置的役割が期待できるとされる。萩原・前掲論文注(1)183頁参照。

ばならない。今後、現行司法委員候補者の選任過程やその具体的な職務内容の検証を行いつつ、その制度の質的な向上を図り、訴訟過程や紛争解決・法的救済の内容的な充実度の向上が、不断に目指されるべきであろう。家庭裁判所における参与員についても、基本的に同様である。

これまで述べてきたことは、「民主司法のジレンマ」に対する挑戦、あるいは、その克服への道程造りという意味もあるように思われる。

すなわち、「民主法治国家における司法の使命が、・・・多数意思の圧力による少数者の自由の窒息に対する安全弁であり、また国政の極端な偏向に対する調節器の役を果すことにあるとすれば、裁判所の組織に立法部や行政部と同じような多数意思がはたらくことに危険が感じられるであろう。民主主義において、立法や行政が政党化し階級化することは自然であるとしても、司法までがそうなることは、その使命から見て致命的である。司法は政争や階級闘争に対しても、それが憲法の土俵内で行われるフェア・プレイであることを監視する公平な行司役でなければならない。この意味で逆説的になるが、司法までが民主化しないところに合理的な民主主義の運用があるといえよう。ここに民主司法の当面しなければならないジレンマがあるのである。」⁵⁹⁾ といった、一見もっともそうにみえる根源的な指摘である。この種のジレンマとされるものは、結局のところ、先に述べた「市民足手まとい論」とも結合しかねない。これこそが、民主化に対する実質的な危惧として、この種のジレンマの背景に存在するようにも思われる。

しかし、民主主義とその具体化は、本来的に手間暇がかかるものであり、それでもそれが現行憲法で採用されているのは、それこそが人間の尊重原理（憲法13条）や国民主権原理（同1条）を最も保障する基本的な仕組みだからである。司法、とりわけ民事司法だけが、その枠の外に置かれる必然性は決してないと考えられるのである。「市民の司法参加」は、むしろ、立法や行政とは異なる形式における民主主義の実質化の方策であり、今後、民事司

59) 兼子=竹下・前掲書注(11)24頁。

法のような様々な領域で、具体的な参加のあり方が探求されるべきであると考えられるのである。

なお、「市民の司法参加」は、次のような指摘とも共鳴しえるであろう。

それは、「ある職業において偉大な人物となる人が、そのために偏狭となり、自らの分野に専念することだけが全生活となつて、専門には偉大であればあるほど人間として欠けるところができ、人間愛に乏しくなり人間的味わいに足らぬところが多くなりがちである。法律を職業とする分野では、特にこういった精神の窒息の危険が潜在する。この危険を避け、精神の偏狭に墮さず、広くこの世の全ての事物にまで及び、例えば判事であるとするれば、法律は人生の一部に過ぎず、それが最後のものではないことを常に忘れない三宅氏のような人物を世に見ることは誠に稀で、生涯二度と見ることはできない。」⁶⁰⁾といった指摘である。確かに、これはすべての専門職に妥当する言説であると考えられるが、法律上または事実上「権力」に関わるすべての職業にとって、不断に思いめぐらすべき課題であろう。民事訴訟法学の世界においても、もちろん変わるところはない。

ちなみに、現在、政府のレベルで、裁判所の現場をも巻き込んだ「民事裁判のIT化」が議論され、具体化されつつある。そこでは、その領域における先進諸外国のIT化の状況に近づくことが当面の目標とされているようであるが、残念ながら、私たちが20年近く前から議論し提言してきた、市民目線の本格的な「民事司法のユビキタス・アクセス」の実現までは目指されていないようである。段階的な民事裁判のIT化が目指されているようであるが、その議論のなかでは、「市民の司法参加」をも視野に入れた広範かつ市民目線の議論が望まれる。たとえば、ITを通じた格差社会の増大、広く司法資源が大都市に集中することによる地方の衰退、裁判所の統廃合にともな

60) これは、戦後、東京大学で教鞭を執っていたアメリカのB・B・ブレイクニ弁護士という言葉として、記されている。田中康郎「解題・激動の時代を生きたある司法官の軌跡——三宅正太郎著『裁判の書』を読む」三宅正太郎（日弁連法務研究財団編）『裁判の書』249頁、251頁（日本評論社、2019年）からの引用。

う身近な司法の後退、IT化が障壁となり裁判を受ける権利（憲法32条）の切り詰め状態が生じることなどは、絶対に回避しなければならない課題である。私たちは、裁判所・両当事者間のコミュニケーションの活性化をも目指して、かねてから、特にこの課題を「民事裁判のICT（Information and Communication Technology）化」と明示して、研究を続けてきた⁶¹⁾。そこには、「正義・司法へのアクセス」が、単に訴訟当事者さらには手続当事者だけではなく、その他様々な手続関係者にも開かれることを想定していた。司法委員制度も、ICT化のもとでの多様な関わり方が探求されるべきであろう。「民事司法のICT化」のなかでは、司法の民主化、ひいては民衆化を推し進めるために、「市民の司法参加」を促進するための議論とその具体化も不可避であると考えられるのである⁶²⁾。ADRをも含むすべての民事手続法の領

61) その議論と一端として、たとえば、川嶋四郎「ロイヤー・テクノロジー——開示・可視化・充実迅速化」法律時報76巻3号54頁（2004年）、川嶋四郎＝上田竹志「生まれ変わる民事訴訟——新しい正義のしくみと先端テクノロジー——研究者の視点から見た新たな風景」自由と正義55巻10号20頁（2004年）、川嶋四郎『「民事訴訟のIT化」のための基本的視座に関する覚書（1）——『先端テクノロジー』の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として』法政研究（九州大学）72巻2号1頁（2005年）、（司会）川嶋四郎＝笠原毅彦＝上田竹志＝園田賢治「シンポジウム：『e-裁判所』の創造的構想——民事訴訟を中心として』法政研究（九州大学）72巻4号1141頁（2006年）、川嶋四郎『「シンポジウム『e-裁判所』の創造的構想——民事訴訟法を中心として』の概要』九州法学会会報2005年号20頁（2006年）、同『「e-サポート裁判所」システムの創造的構築のための基礎理論——『IT活用』による『正義へのユビキタス・アクセス』構想』法学セミナー653号36頁（2009年）、同『「司法へのユビキタス・アクセス」の一潮流——シンガポール裁判所の21世紀』『民事手続における法と実践〔梅善夫・遠藤賢治先生古稀祝賀〕』21頁（成文堂、2014年）、同「法律サービス（特に、民事裁判）におけるICTの活用に向けた実証研究について——『正義・司法へのアクセス』の展開のための実証研究に関する若干の紹介等』『民事手続の現代的使命〔伊藤眞先生古稀祝賀論文集〕』1325頁（有斐閣、2015年）、同『「民事裁判のICT化」に向けた実証研究の概説——利用者の目線から『民事裁判のICT化』の実践的な構想を目指して』同志社法学398号334頁（2018年）、同「民事訴訟におけるICTの利用に関するガイドラインの提言と基本的課題——『正義・司法へのユビキタス・アクセス』理念の具体化指針として』同志社法学397号1頁（2018年）などを参照。

62) 「民事裁判のIT化」論に関しては、当初から、その検討会をIT化研究を行ったことのない民事訴訟法研究者らが占めていたことに批判が寄せられたが、しかし、それは的を射た批判ではないと考えられる。なぜならば、「民事裁判のIT化」というすぐれて専門技術的な検討課題について、その特定分野については素人の研究者が加わることは「市民目線の代表者」的な意義があると考えられるからである。

域においても ICT 化が実現されるべきであり、そのようなかたちでの法のセイフティ・ネットの構築が望まれるのである。

- * 本稿を、今から30年以上も前に阿蘇でお声をかけていただいてから、その後お亡くなりになられるまで、多大な学恩をいただいた、神奈川大学名誉教授・元裁判官の萩原金美先生の御霊前に捧げます。